

韓国知的財産ニュース 2024年3月前期

(No. 505)

発行年月日：2024年3月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第548号）
- 1-2 【公布】実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第549号）
- 1-3 【公布】商標法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第550号）
- 1-4 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第551号）

関係機関の動き

- 2-1 「2024年青少年の発明・創意力大会」への参加申込を開始
- 2-2 特許審判院の専担審判部が二次電池や次世代通信分野まで機能を拡大
- 2-3 韓国特許庁、6G、UAM分野の知財戦略をまとめた「2023標準必須特許戦略マップ」を公表
- 2-4 韓国特許庁、炭素産業の支援に向け炭素分野の研究機関と企業を訪問
- 2-5 韓国特許庁、地域経済活性化や知財権利化支援に向け小規模事業者を訪問
- 2-6 韓国特許庁、2023年の実績を評価して「今年の審査官、最優秀審判官」を選定
- 2-7 韓国特許庁、今年度スタートする「官民協力IP戦略支援事業」に参加する民間運営会社を募集
- 2-8 韓国特許庁、青年向け政策を考える「第2回特許庁青年諮問委員会」会議を開き
- 2-9 中小企業や大学、研究機関を対象に「営業秘密・技術保護のコンサルティング支援企業」の参加者を募集
- 2-10 韓国特許庁、知財データを活用したビジネス化を支援する「知的財産データ活用の創業競進大会」の参加者を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 海外知財紛争への支援を強化する「2024年特許・K-ブランドの紛争対応戦略支援事業」の参加企業を募集

- 3-2 商標警察、ソウル MLB 開幕戦の期間に競技場周辺で模倣品取締りや啓発活動に取り組む
- 3-3 特許庁の公益弁理士による審判・訴訟支援件数が過去最多、社会的弱者の知財権保護に大きく貢献

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 世界のシミュレーションスポーツの特許出願の 58.4%が韓国…世界トップ
- 5-2 【説明資料】特許庁は「クオンタムエネルギー研究所」による特許出願件について現在、審査中であることをお伝えします
- 5-3 韓国特許庁、韓国バイオ企業を対象に行った「遺伝資源出所開示」に関するアンケート調査結果を公開

法律、制度関連

1-1 【公布】特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 548 号）

電子官報（2024. 3. 15.）

産業通商資源部令第 548 号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024 年 3 月 15 日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第41条第1号中「法律第66条2第3項」を「法律第66条の2第3項及び第141条第5項」にする。

第65条の6を次のように新設する。

第65条の6（参考人の選定等）①法律第154条の3第1項に基づく参考人は、次の各号のいずれかに該当する者の中で選定する。

1. 審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者
 2. 国家機関、研究機関、大学、学会等の機関又は団体が推薦した者
- ②特許審判院長は、法律第154条の3第1項に基づき、審判事件に関する意見書を提出し

た参考人に対し予算の範囲で手当を支給することができる。

③第2項に基づく手当は国庫から支給し、審判費用には算入しない。

④当事者は法律154条の3第3項に基づき、書面で意見を提出する場合、別紙第24号書式に基づく意見書を審判長に提出しなければならない。

別紙第24号書式の表面の書類区分欄を次のようにする。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> [書類区分] 拒絶理由等の通知に対する意見 | <input type="checkbox"/> 職権補正事項に対する意見 |
| <input type="checkbox"/> 審判事件の答弁 | <input type="checkbox"/> 審判事件の意見 |
| <input type="checkbox"/> 異議答弁 | <input type="checkbox"/> 異議申請意見 |
| <input type="checkbox"/> 異議申請の再答弁 | <input type="checkbox"/> 差戻理由通知に対する疎明 |
| <input type="checkbox"/> 取消申請事件の意見 | <input type="checkbox"/> 外国審査結果の提出命令に対する意見 |
| <input type="checkbox"/> 参考人の意見書に対する意見 | <input type="checkbox"/> その他意見 |

別紙第24号書式の裏面の第1号表中、職権補正事項に対する意見の内容欄を次のようにする。

審査官が特許査定の際の謄本を送達するとともに通知した職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合か、審判長が通知した審判請求書の職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合
--

別紙第24号書式の裏面の第1号表の外国審査結果の提出命令に対する意見欄の次に、参考人の意見書に対する意見欄を下記のように新設する。

参考人の意見書に対する意見	参考人が提出した意見書に対し、当事者が意見を提出する場合	「特許法施行規則」第65条の6第4項及び「実用新案法施行規則」第17条
---------------	------------------------------	-------------------------------------

別紙第24号書式の裏面の記載要領の第6号ハ目 [例] 外の部分中「特許査定の際の謄本送達とともに通知された職権補正」を「職権補正」にし、同目 [例] 中「特許査定の際の謄本送達の際に通知された職権補正」を「職権補正」にする。

附 則

この規則は、2024年3月15日から施行する。

改正理由及び主要内容

審判長が産業に与える影響などを考慮して審判事件の審理に必要なだと認める場合、公共団体、その他の参考人に対し、審判事件に関する意見書を提出できるよう定める等の内容に「特許法」が改正（法律第19714号、2023年9月14日公布、2024年3月15日施行）されることにより、審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者、

又は、国家機関、研究機関、大学、学会等の機関・団体で推薦した者等を参考人として選定できるようにし、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し、予算の範囲で手当を支給するようにする等、法律により委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

<特許庁提供>

1-2 【公布】 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第549号）

電子官報（2024.3.15.）

産業通商資源部令第549号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年3月15日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第17条第1項の前段中「第65条の5」を「第65条の6」に改める。

附 則

この規則は、2024年3月15日から施行する。

改正理由及び主要内容

審判長が産業に与える影響などを考慮して審判事件の審理に必要なだと認める場合、公共団体、その他の参考人に対し、審判事件に関する意見書を提出できるように定める等の内容に「実用新案法」が改正（法律第19712号、2023年9月14日公布、2024年3月15日施行）されることにより、審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者、又は、国家機関、研究機関、大学、学会等の機関・団体で推薦した者等を参考人として選定できるようにし、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し、予算の範囲で手当を支給するようにする等、法律により委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

<特許庁提供>

産業通商資源部令第550号

商標法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年3月15日

産業通商資源部長官

商標法施行規則の一部改正令

商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第61条の題目「(審判請求書等の補正期間)」を「(審判請求書等の補正期間等)」にし、同条の題目外の部分を第1項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②法律第127条第5項に基づき、意見書を提出する請求人は別紙第2号書式の意見書を審判長に提出しなければならない。

第65条の2を次のように新設する。

第65条の2（参考人の選定等）①法律第141条の2第1項に基づく参考人は、次の各号のいずれかに該当する者の中で選定する。

1. 審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者
2. 国家機関、研究機関、大学、学会等の機関又は団体が推薦した者

②特許審判院長は、法律第141条の2第1項に基づき、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し予算の範囲で手当を支給することができる。

③第2項に基づく手当は国庫から支給し、審判費用には算入しない。

④当事者は法律141条の2第3項に基づき、書面で意見を提出する場合、別紙第2号書式に基づく意見書を審判長に提出しなければならない。

別紙第2号書式の表面の書類区分欄を次のようにする。

- [書類区分]
- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 拒絶理由等の通知に対する意見 | <input type="checkbox"/> 職権補正事項に対する意見 |
| <input type="checkbox"/> 審判事件の答弁 | <input type="checkbox"/> 審判事件の意見 |
| <input type="checkbox"/> 異議答弁 | <input type="checkbox"/> 異議申請意見 |
| <input type="checkbox"/> 異議申請の再答弁 | <input type="checkbox"/> 差戻理由通知に対する疎明 |
| <input type="checkbox"/> 参考人の意見書に対する意見 | |

別紙第2号書式の裏面の第1号表中、職権補正事項に対する意見の内容欄を次のようにする。

職権補正事項に対する意見	審査官が出願公告決定の謄本を送達するとともに通知した職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合、審判長が通知した	「商標法」第59条の第3項、第127条第5項
--------------	---	------------------------

	審判請求書の職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合	
--	------------------------------------	--

別紙第2号書式の裏面の第1号表の差戻理由通知に対する疎明欄の次に、参考人の意見書に対する意見欄を、次のように新設する。

参考人の意見書に対する意見	参考人が提出した意見書に対し、当事者が意見を提出する場合	「商標法施行規則」第65条の2第4項
---------------	------------------------------	--------------------

別紙第2号書式の裏面の記載要領の第6号ハ目〔例〕外の部分中「出願公告決定の謄本送達とともに通知された職権補正」を「職権補正」にし、同目〔例〕中「出願公告決定の謄本送達の際に通知された職権補正」を「職権補正」にする。

附 則

この規則は、2024年3月15日から施行する。

改正理由及び主要内容

審判長が産業に与える影響などを考慮して審判事件の審理に必要なだと認める場合、公共団体、その他の参考人に対し、審判事件に関する意見書を提出できるよう定める等の内容に「商標法」が改正（法律第19711号、2023年9月14日公布、2024年3月15日施行）されることにより、審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者、又は、国家機関、研究機関、大学、学会等の機関・団体で推薦した者等を参考人として選定できるようにし、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し、予算の範囲で手当を支給するようにする等、法律により委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

<特許庁提供>

1-4 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第551号）

電子官報（2024.3.15.）

産業通商資源部令第551号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年3月15日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第72条の2及び第77条の2を次のように新設する。

第72条の2（請求人の意見書提出）法律第128条第5項に基づき、意見書を提出する請求人は、別紙第1号書式の意見書を審判長に提出しなければならない。

第77条の2（参考人の選定等）①法律第142条の2第1項に基づく参考人は、次の各号のいずれかに該当する者の中で選定する。

1. 審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者
 2. 国家機関、研究機関、大学、学会等の機関又は団体が推薦した者
- ②特許審判院長は、法律第142条の2第1項に基づき、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し、予算の範囲で手当を支給することができる。
- ③第2項に基づく手当は国庫から支給し、審判費用には算入しない。
- ④当事者は法律142条の2第3項に基づき、書面で意見を提出する場合、別紙第1号書式に基づく意見書を審判長に提出しなければならない。

別紙第1号書式の表面の書類区分欄を次のようにする。

- [書類区分] 拒絶理由等の通知に対する意見 職権補正に対する意見
- 再審査請求に対する意見 審判事件の答弁
- 審判事件の意見 デザイン一部審査登録に対する異議答弁
- デザイン一部審査登録の意義申請の意見 デザイン一部審査登録の意義申請の再答弁
- 差戻理由通知に対する疎明 参考人の意見書に対する意見

別紙第1号書式の裏面の第1号表中、職権補正に対する意見欄を次のようにする。

職権補正に対する意見	審査官がデザイン登録決定の謄本を送達するとともに通知した職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合、審判長が通知した審判請求書の職権補正事項の一部又は全部を受け入れることができない場合	「デザイン保護法」第66条、第128条第5項
------------	---	------------------------

別紙第1号書式の裏面の第1号表の差戻理由通知に対する疎明欄の次に、参考人の意見書に対する意見欄を、次のように新設する。

参考人の意見書に対する意見	参考人が提出した意見書に対し、当事者が意見を提出する場合	「デザイン保護法」第142条の2第3項
---------------	------------------------------	---------------------

附 則

この規則は、2024年3月15日から施行する。

改正理由及び主要内容

審判長が産業に与える影響などを考慮して審判事件の審理に必要なだと認める場合、公共団体、その他の参考人に対し、審判事件に関する意見書を提出できるよう定める等の内容に「デザイン保護法」が改正（法律第 19710 号、2023 年 9 月 14 日公布、2024 年 3 月 15 日施行）されることにより、審判事件に関わる法律又は技術分野で専門知識と実務経験がある者、又は、国家機関、研究機関、大学、学会等の機関・団体が推薦した者等を参考人として選定できるようにし、審判事件に関する意見書を提出した参考人に対し、予算の範囲で手当を支給するようにする等、法律により委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

<特許庁提供>

関係機関の動き

2-1 「2024 年青少年の発明・創意力大会」への参加申込を開始

韓国特許庁（2024. 3. 5.）

韓国籍の小・中・高の児童や生徒、19 歳未満の青少年なら誰もが参加できる

新しい春、新学期が始まってワクワクする 3 月、きらめくアイデアのある青少年に耳寄りなニュースがある。

韓国特許庁と韓国発明振興会は、青少年たちのクリエイティブなアイデアを競う「2024 年青少年発明・創意力大会」の参加申込の受付を 3 月 11 日月曜日から発明教育ポータルサイト（www.ip-edu.net）にて開始すると発表した。

この大会は、韓国籍の小・中・高の児童や生徒、19 歳未満の青少年であれば誰もが参加でき、①「大韓民国青少年発明展示会」と②「大韓民国青少年創意力チャンピオン大会」に分かれて行われる。

①大韓民国青少年発明展示会は 1988 年スタートし、今年第 37 回目を迎えるイベントで、日常生活の中で感じる不便を解消できるような発明に関わるアイデアが出品対象である。

一般人向け投票を含め計 9 回にわたる審査（4 月～7 月）を経て作品を選び、8 月には授賞式が開かれる。優秀作の受賞者には最大 300 万ウォンの賞金と大統領賞、国務総理賞などが授与される。

今年からは選ばれた発明が実際に特許権を確保し広く活用されるよう「青少年発明家プログラム※」と連携して受賞作へのサポート活動も強化する方針だ。

※青少年たちの優れた発明に対し体系的な教育・コンサルティングを通じて権利化・事業化を支援する事業で、2024 年から大韓民国青少年発明展示会の上位受賞者を対象にプログラムを連携する

＜2023 年大韓民国青少年発明展示会の主要受賞作＞

大統領賞（居昌大成高キム・ヒョンウ）	国務総理賞（SJアカデミー済州ファン・ユンチャン）	国務総理賞（伽藍小ユン・ハジン）
		
走行風を利用した移手段用の燃費改善およびほこり集塵機	目の不自由な人用のエレベーターアラーム	携帯しやすい書道筆用万能キャップ

②大韓民国青少年創意力チャンピオン大会は、青少年たちがチームを作り、指導教員と一緒に与えられた課題（表現課題、即席課題、制作課題）を解決する大会で、地域予選（6月）と本選（8月）の審査を経て優秀チームを選び、本選の最終日に授賞式が開かれる。

表現課題	告知された課題の解決方法を創作公演で表現する（予選・本選）
即席課題	大会の現場で示された課題を提供された材料・道具を活用して解決する（予選・本選）
制作課題	科学の原理を利用して構造物などを制作する（本選）

最終選抜された 36 のチームには教育部長官賞、科学技術情報通信部長官賞、産業通商資源部長官賞などと最大 100 万ウォンの賞金が授与される。

＜2023 年大韓民国青少年創意力チャンピオン大会の本選＞

表現課題	制作課題	即席課題
		

青少年発明・創意力大会で受賞した児童や生徒たちを指導してきた教員にも賞状や賞金

を授与し、教員の発明を競う「全国教員発明品大会」も行われる。

大会の詳細については発明教育ポータルサイト (www. ip-edu. net) で確認でき、次回の大会の参加希望者に参考になる優秀作品発表会の映像や課題の映像も掲載されている。

特許庁の産業財産政策局長は「目まぐるしく急変する第四次産業革命時代において青少年たちの無限な創造力や創意力は韓国未来の道しるべとなる」とし、「全国の小・中・高の青少年や多くの先生からのご参加やご関心をお願いします」と述べた。

大会の詳細については韓国発明振興会（電話：02-3459-2752）にて問い合わせできる。

2-2 特許審判院の専担審判部が二次電池や次世代通信分野まで機能を拡大

韓国特許庁（2024. 3. 5.）

高品質の審判行政サービスを提供することで企業の特許紛争への負担を軽減

先端技術分野を支援する専担審判部が半導体、モビリティ分野に次ぎ 2024 年には二次電池、次世代通信分野まで機能を拡大する。国家戦略技術分野の特許紛争で迅速かつ正確な審判を行うことで、企業の競争力強化、経済安全保障に貢献できると期待される。

韓国特許庁の特許審判院は 5 日、企業からの要望を積極的に反映してさらに早く、公正な審判行政サービスを提供すると発表した。

①審判部の運営体制をユーザー中心に改善し、②迅速な審理手続きを提供し、③社会・経済的弱者を支援するなど、3つの分野で審判行政サービスの力量を高める方針だ。

【①審判部の運営体制改編：二次電子・次世代通信分野までを先端技術専担審判部が担当】

専担審判部の業務範囲を半導体、モビリティ（2023 年 10 月）分野から今年は二次電池（2024 年 3 月）と次世代通信（2024 年 5 月）分野まで拡大するなど、国家戦略技術分野を中心に機能を拡大していく。

国レベルで技術確保が至急だと思われる審判事件については審査・審判の経験が豊富な審判官が専担審判部に配置され、一貫性や正確性を持って処理しており、昨年始めた半導体、モビリティ分野を皮切りに、二次電池や次世代通信分野まで機能を拡大する。

分野別に審判件数に差があるため、処理期間にばらつきが生じる問題を解消するために、審判部の人員を処理件数が多い分野に優先して配置（2024年1月）する。これにより、バイオ技術分野や商標分野などで処理期間が長引く問題が解消されるとみられる。

【②審理手続きの改善：特許権の設定登録が遅れる可能性がある件を選び、迅速処理】

審査処理段階で長期間が要された後、審判が請求された事件については首席審判長が迅速に対応（2024年1月）する。特定期間※が経過した後、特許が登録されたら、特許権の存続期間を延長する必要があるが、延長の対象になる件数が増えているため、迅速な審判を通して延長期間を短縮する目的である。

※（特許法第92条の2）特許出願日から4年と、審査請求日から3年のうちいずれか遅い日より遅れて設定登録される場合、遅れた期間の分を合わせて特許権存続期間を延長

これは、延長対象となる件の6割を、先端分野の源泉技術を多く保有する外国系企業が占めているため、期間を短縮化しないと韓国企業が払うロイヤルティの支給額増加、市場進入の遅れなどが生じ、知財活動にマイナス影響になり得る点を踏まえた措置である。

無効および権利範囲確認審判などの事件については不要な攻防を回避できるよう、集中審理手続き制を積極的に活用（2024年3月）する。迅速な審理手続きにより企業の紛争対応への負担が軽減できると思われる。

「審判参考人制度」を導入（2024年3月15日施行）し、産業界に与える影響が大きいとみられる事件については外部の専門家からの意見を積極的に参考して審理の信頼性を高めていく。

【③社会・経済的弱者への支援：審判請求職権補正制度の導入、デジタル審判システムのオープンなど】

「審判請求職権補正制度」の導入（2024年3月15日施行）により、審判請求書に軽微で明らかな記載不備や誤記があった場合には審判長の職権で訂正する方針だ。このような行政サービスにより、審判手続きに不慣れな審判請求人の審判書類作成をサポートし、手続きに遅延が生じる問題が一部解消できると思われる。

また、デジタル審判システムをオープン（2023年～2025年の3か年計画のうち、1か年は完了）し、審判書類作成の手続きを簡素化し、AI技術を採用して証拠書類を自動分類する機能を加えるなど、審判請求人の利便性を高める。

国選代理人サービスにおいても代理人の専門分野と審判事件の技術分野のマッチングを強化するなど、新しい第3期体制に改編（2024年1月）される。第2期国選代理人サービスでの勝訴率は52.8%（2022年1月～2023年12月）と、代理人なしで審判を行った事件の勝訴率の21.0%とより2.5倍高く、ユーザーから高い満足度を得ている。

特許審判院長は「特許審判院は企業や弁理士業界からの意見に耳を傾けてきた」とし、「ユーザーの観点で考えて審判行政サービスの改善に取り組み、知財権紛争の一次的な解決機関として充実に努める」と述べた。

2-3 韓国特許庁、6G、UAM 分野の知財戦略をまとめた「2023 標準必須特許戦略マップ」を公表

韓国特許庁（2024.3.6.）

有望技術の発掘方法や標準必須特許の確保戦略などをまとめ…R&D 戦略策定に参考

6Gは5Gに続く次世代移動通信システムのことで、通信速度は5Gの50倍、遅延時間（Latency）は5Gの10分の1程度である。低軌道衛星などを使って上空10kmまでサービスが可能になり、商用化の場合は、リアルタイムの遠隔手術、完全自動運転車、エアータクシー、メタバースなどあらゆる産業で高度化した融合サービスが可能になる。

#UAM（アーバン・エア・モビリティ）は、都心の上空で人や貨物を輸送できる垂直離着陸機（VTOL）の機能を採用した航空機を活用する交通システムのことである。このシステムには、高度300m～600mの低空を飛行し、低騒音や環境配慮型エネルギー技術が採用される。世界的にボーイング、エアバス、現代自動車などをはじめ多くの企業がUAM市場をリードするため競い合っており、2040年まで市場規模が731兆ウォンに達すると見込まれる※。

※韓国型UAMロードマップ、2020年5月。

韓国特許庁は6日、6G、UAM（アーバン・エア・モビリティ）分野の標準必須特許の確保戦略をまとめた「2023年標準必須特許戦略マップ報告書」を作成・公表すると発表した。

報告書には未来社会を変えるコア産業として注目されている6GとUAM分野に関する内容が盛り込まれ、官民のR&D方向の策定や課題企画に大きく活用できると思われる。

報告書では分野別に分けて、国内外の特許動向、有望技術の発掘方法、発掘した有望技術のリスト※、有望技術別の標準必須特許の確保戦略などを解説している。

※（6G）Extreme massive MIMO 技術など9つ

（UAM）リアルタイムの運行情報基盤のUAM 交通管理自動化技術など8つ

特許庁は毎年2つの分野を選び、各分野月の特許ビッグデータと標準情報の戦略的分析を通じて標準必須特許を確保する観点で有望技術を発掘し、各技術別の標準必須特許の確保戦略をまとめて官民に提供している。

今回の報告書は、科学技術情報部（6G）・国土交通部（UAM）の研究管理専担機関および産学研の専門家の検討を受けて作成し、業界の動向を十分に反映して信頼性を高めた。

特許庁の産業財産政策局長は「6GとUAM分野は人の生活を格段に変化させる未来のコア産業であるだけに、標準必須特許を先取りして市場で主導権を確保することが求められる」とし、「今後も特許庁は知的財産の担当機関として標準必須特許の競争力強化に向けて努力していく」と述べた。

「2023年標準必須特許戦略マップ」は韓国特許戦略開発院の標準必須特許ポータル (<https://biz.kista.re.kr/epcenter>) の「学びの場>標準必須特許の専門資料>報告書/セミナー資料」にてダウンロードできる。

2-4 韓国特許庁、炭素産業の支援に向け炭素分野の研究機関と企業を訪問

韓国特許庁（2024.3.7.）

韓国炭素産業振興院と株式会社 Soo-tech を訪れ、今後の知財権について話し合う

韓国特許庁は3月7日木曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環として国内炭素産業をリードする研究機関である韓国炭素産業振興院と炭素関連企業である株式会社 Soo-tech（全羅北道、全州市）を訪問、懇談会を開くと発表した。

懇親会では環境配慮型の新素材として浮上している炭素産業分野の研究・開発動向や知的財産権の主な懸案について話し合う。

韓国炭素産業振興院では、特許庁が炭素素材分野の特許動向や審査事例などを共有し、公共分野の知的財産に関する支援事業※を紹介する。株式会社 Soo-tech では、スタートアップの観点で知財権の創出や活用方向について意見交換を行う。

※特許戦略開発院が行う公共分野 IP-R&D 戦略の支援事業、公共分野 IP 経営戦略および活用の支援事業

特許庁の化学生命審査局長は「今回の懇談会が炭素素材技術分野の最近の技術動向や知財権の懸案について理解を深める場になってほしい」とし、「炭素素材は蓄電池や宇宙航空など先端産業分野のコア素材であるため、引き続き関連産業で知財権の競争力を高めることにつながる意見交換を重ねていきたい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、地域経済活性化や知財権利化支援に向け小規模事業者を訪問

韓国特許庁 (2024. 3. 7.)

「小規模事業者 IP 創出の総合パッケージ」事業により商標・意匠制作を支援した「世宗市ハングルパン」を訪れ、知財に関する相談や意見をヒアリング

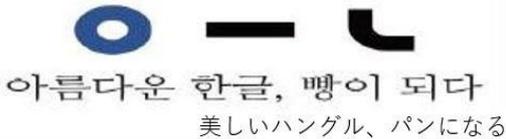
韓国特許庁は 3 月 7 日木曜日、小規模事業者との意見交換や地域経済の活性化を目的に世宗特別自治市にあるベーカリー「世宗(セジョン)市ハングルパン」を訪問した。

今回の訪問は、国民とのコミュニケーションを強化して小規模事業者が抱えている知的財産をめぐる悩みや相談をヒアリングし、解決方法について話し合う趣旨である。

「世宗市ハングルパン」は、地元の米と桃の果肉を原料で作ったハングル※文字の形をした米粉 100% のパンを販売している宗特市の地域企業である。

※ハングル(한글)：韓国語を表記するための表音文字(24 文字)、1443 年に李氏朝鮮第 4 代国王の世宗(세종、세종)大王が「訓民正音(훈민정음)」という文字体系を制定

特許庁は 2023 年、「小規模事業者 IP 創出の総合パッケージ」事業を通じ、従前の商標(世宗市ハングルパン)から、ハングル創製の理念である「天地人(天：○、地：一、人：ㄷ)」を表した新しい商標(美しいハングル、パンになる)とパッケージデザインの制作を支援した。

支援を受けて制作した商標	意匠権を採用して制作したパッケージ
	

※ハングルは 10 の母音と 14 の子音のパーツの組み合わせで構成される。文字数が少なくシンプルだが、母音と子音を組み合わせると、表記可能な文字の数は 1 万 1, 172 個に達する。

(例の「ㅇ」、「ㄹ」は子音、「ㅏ」は母音に該当する)

特許庁は「小規模事業者 IP 創出の総合パッケージ」事業により「世宗市ハングルパン」が知財権を活用して売上向上に成功した事例を小規模事業者に共有する計画だ。

「世宗市ハングルパン」の代表は、小規模事業者の売上向上のためには知的財産の権利化が非常に重要だとし、知的財産分野で小規模事業者向けの支援を引き続き拡大してほしいと伝えた。

特許庁の産業財産政策局長は「厳しい経営環境の中でも小規模事業者が持続的な成長を図るためには、差別化した競争力のある商標や意匠などで知財権を確保し、知財権の活用を売上高につなげる必要がある」とし、特許庁は小規模事業者の皆さんが知財権を基に実質的な売上高の向上を実現できるよう引き続き支援に取り組んでいく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、2023 年の実績を評価して「今年の審査官、最優秀審判官」を選定

韓国特許庁 (2024. 3. 11.)

特許庁主催の 2023 年下半期「優秀審査審判の品質競演」を開催

韓国特許庁は 3 月 11 日月曜日、政府大田庁舎 (大田市西区所在) にて 2023 年下半期「優秀審査審判の品質競演」を開き、高品質の審査により強い特許権の創出に貢献した優秀審査官 84 名、優秀審査チーム長 14 名、優秀審判官 6 名、優秀訴訟遂行官 2 名を選び、授賞式を行う。

2023 年の「今年の審査官」にはイ・イルサム審査官 (サービス商標審査課)、ソ・ジンファ審査官 (高分子繊維審査課)、イ・ジョンヘ審査官 (自動車審査課)、ジョン・ヒョンソク審査官 (半導体素材審査チーム)、チェ・ヘミ審査官 (半導体組立工程審査チーム) が、「最優秀審判官」にはソン・ヒョンジョン審判官 (審判 74 部) が選ばれた。

特許庁は特許出願の増加※による審査業務の負担に有効に対応するため、審査官が審査業務に集中できる環境づくり※※を進めており、優秀な審査・審判の事例を庁内で共有して高品質の審査サービスを提供できるよう取り組んでいる。

※昨年 (2023 年) は特許出願件数が 24 万 3, 000 件と過去最多 : 20 万 9, 000 件 (2018 年) → 22 万 7, 000 件 (2020 年) → 23 万 8, 000 件 (2022 年)

※※特許庁は午前・午後に定めた集中勤務時間には審査以外の業務について一切対応しない「集中審査時間制」を実施し、2023年韓国政府が評価した人事革新優秀事例として選ばれた

全体審査官の36%は博士号を取得※しているなど、優秀な審査人材を確保しており、最近では半導体や二次電池などコア技術分野の産業現場で豊富な実務経験を積んだ専門家を採用※※して最近の技術動向に最適化した審査人材プールを構築している。

※全体審査官1,121名のうち、博士号取得者数403名（2024年1月時点）

※※半導体分野の専門審査官を2023年3月に30名、2024年1月に39名採用

特許庁長の職務代理は「特許庁は審査品質の向上を図ることで韓国企業が強い特許権を確保できるよう支えている」とし、「審査官一人ひとりが国家競争力の強化に向け働くという心構えで高品質の審査サービスを提供できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-7 韓国特許庁、今年度スタートする「官民協力IP戦略支援事業」に参加する民間運営会社を募集

韓国特許庁（2024.3.11.）

6つの民間運営会社が企業30社に投資とIP事業化戦略を支援

韓国特許庁は、スタートアップを対象に投資やIP事業化戦略を支援する「2024年官民協力IP戦略支援事業」に参加する民間の運営会社を3月11日月曜日から26日火曜日まで募集すると発表した。

今年初めて実施する「官民協力IP戦略支援事業」はスタートアップ、投資機関など民間からの意見を反映する趣旨である。有望IP創業企業※を30社選び、投資や特許事業化の戦略を支援する。

※強い知財権を持って事業を始める企業

民間運営会社は知財の専門性や創業間かう、投資能力を持つ機関で、今回の募集で6社を選ぶ。運営会社として指定されれば、それぞれIP創業企業5社を選定し、一社当たり7,000万ウォン以上の投資とCIP0※として創業企業の知財管理の総括を担当する。

※CIP0(Chief Intellectual Property Officer、知財最高責任者)：企業の知財権に関する戦略の策定や管理（R&D、IPポートフォリオ、ライセンス、権利保護、取引、訴訟、金融など）を担う

特許庁は IP 権利確保や製品戦略のコンサルティング、試作品製作など知的財産基盤の事業化戦略にかかる予算を支援（一社当たり 7,000 万ウォン以内）し、民間運営会社が各企業別に合わせた支援活動を行う。さらに、投資誘致やグローバル進出のためのコンサルティングを行うことで企業の資金確保や販路開拓までをサポートする。

＜官民協力 IP 戦略支援事業の推進（案）＞



※民間機関 1 か所当たり IP 創業企業 5 社を発掘および民間投資金 3.5 億ウォン + 特許庁 3.5 億ウォンをマッチング

これにより、創業企業は投資と専門的な特許権事業化戦略の支援を受けることができ、民間運営会社は自ら発掘・投資した企業に対し政府と共に支援できるというメリットがある。

特許庁の産業財産政策局長は「国内外の金融市場が不確実性を増している中でベンチャー企業への投資が減っている※現状である」とし、「今回の事業は民間と政府が手を組んで革新的な IP を保有する企業に対し資金と特許戦略をサポートする新しいモデルになると思う」と述べた。

※2023 年韓国国内でベンチャー投資額は 10.9 兆ウォンと、前年同期比 12.5%減少（2024 年 2 月、中小企業ベンチャー部）

参加を希望する機関は韓国発明振興会ウェブサイト※（kipa.org）に掲載される募集要項を確認の上、オンラインで申し込みできる。

※韓国発明振興会ウェブサイト＞支援事業＞知的財産金融・事業化＞官民協力 IP 戦略支援事業

2-8 中小企業や大学、研究機関を対象に「営業秘密・技術保護のコンサルティング支援企業」の参加者を募集

韓国特許庁（2024. 3. 11.）

国家重要技術に関わる知財権保護戦略のコンサルティングを新設するなど技術保護を大幅に強化

韓国特許庁は中小・中堅企業と大学、公共研究機関を対象に営業秘密・技術保護のコンサルティング※に参加する企業を3月11日（月）から22日（金）まで募集すると発表した。また、今年から「国家重要技術に関わる知財権保護戦略のコンサルティング」を新設（2024年4月に公告）し、国家戦略・コア技術の保護に取り組む方針だ。

※知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略のコンサルティング、営業秘密管理体制の基礎コンサルティング、営業秘密管理体制の深化コンサルティング

最近、世界で激しさを増しているコア技術派遣争いの影響により韓国企業が受ける技術流出被害が深刻化※している現状を受けて、特許庁は、各企業のニーズに応じた「知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略のコンサルティング」を提供し、営業秘密・技術保護に関する段階別のコンサルティングを一度に申し込みできるようにして支援を強化する方針だ。※2019年から2023年の間、海外技術流出が96件摘発され、それによる被害規模は約25兆ウォンと推計する（国家情報院）

【営業秘密・技術保護に関する段階別のコンサルティングを一度に申込できるようまとめて公告】

企業が求める営業秘密・技術保護のレベルに沿って①知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略のコンサルティング、②営業秘密管理体制の基礎コンサルティング、③営業秘密管理体制の深化コンサルティングなど、営業秘密・技術保護に関する3つのコンサルティングを一度に申込できるようまとめて公告する。

①特許・営業秘密など知財権を総合的に活用して有効な技術保護方策を提案する「知財権融合（IP-MIX）技術保護戦略のコンサルティング」を各企業のニーズに応じた内容に改善する。

弁理士など技術保護に詳しい専門家が企業関係者とのインタビューや現場訪問などを通じて企業の技術や要望を把握し、これをもとに企業の状況に合わせた具体的な特許・営業秘密などの知財権活用戦略を提供する。

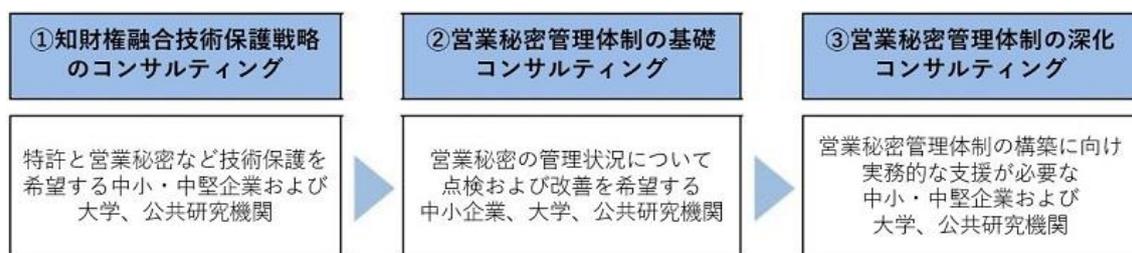
②「営業秘密管理体制の基礎コンサルティング」は、営業秘密保護に詳しい専門家が企業の知財管理状況を点検して問題点を把握し、企業の現状に合わせて実効性のある営業秘密管理方策を提案する。

③「営業秘密管理体制の深化コンサルティング」は、営業秘密保護に詳しい専門家が企業の営業秘密管理体制に直接関わり、企業の状況に合わせた管理体制の導入や改善策を支

援する。

これまでは企業が各コンサルティングに対し、それぞれ違う時期に個別申込をする必要があったが、今年からは営業秘密・技術保護に関するコンサルティングの支援内容や申込方法などをまとめて案内し、申込書を一本化することで企業の利便性を高める。

＜営業秘密・技術保護のレベル・段階別のコンサルティング支援体制＞



【企業および大学・公共研究機関を対象に国家重要技術に関わる知財権保護戦略のコンサルティングを新設】

国家戦略・コア技術などを保有する中小・中堅企業および大学・公共研究機関の技術流出を防ぐために、国家重要技術に関わる知財権保護戦略のコンサルティングを新設し、来月から参加希望者を募集する計画だ。

このコンサルティングは、技術保護に詳しい専門家が企業の営業秘密管理状況を点検した上で知財権を活用した技術保護戦略を提供し、遂行状況などのチェックにも取り掛かる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「営業秘密は一度流出されてしまえば、企業にとっては取り返しのつかない被害を与えかねない」とし、「今後も産・学・研の技術流出被害を防ぐためにコンサルティングの支援を拡大していく」と述べた。

営業秘密・技術保護コンサルティングの支援事業の詳細については 11 日から、韓国知識財産保護院の営業秘密保護センターウェブサイト (<https://www.tradesecret.or.kr/>) のお知らせに掲載し、営業秘密保護センター（電話：1666-0521）にお問い合わせできる。

2-9 韓国特許庁、「IP 基盤海外進出支援」事業に参加した忠南地域の中小企業を訪問

韓国特許庁（2024.3.14.）

忠清南道所在の中小企業と知財権をめぐる懇談会を開き

韓国特許庁は3月14日木曜日、株式会社 GOSANTECH（忠清南道天安市所在）にて地域経済活性化や積極的な行政活動の一環として忠清南道にある中小企業の関係者を対象に懇談会を開くと発表した。

株式会社 GOSANTECH は、次世代ディスプレイと太陽光パネルの製造工程に欠かせないインクジェット技術を保有する企業で、特許庁が行う輸出支援事業である「IP 基盤海外進出支援」に参加して輸出業績で成果を上げている。

懇談会の開催前には、「IP 基盤海外進出支援」事業に参加して輸出に成功した「グローバル IP スター企業」であることを認定する看板上掲式を行う。特許庁は、これまで庁の支援を受けた企業や自治体からの要望を反映して今年初めて看板上掲式を行い、支援を受けた企業の達成感や誇りを高める考えだ。

懇談会にはキム・シヒョン特許庁職務代理をはじめ、忠南北部商工会議所のジョン・ウォンチュン常勤副会長や輸出に取り組む中小企業の関係者などが参加して、海外に進出する際に起こり得る知的財産をめぐる困難や悩みを共有し、解決策について話し合う。

「IP 基盤海外進出支援」は、地域で輸出に取り組む中小企業を選び、最大3年間、知的財産に関わる支援を通じて海外進出をサポートする事業である。昨年、支援を受けた企業の84.7%が海外市場に進出したか、輸出規模を拡大しており、輸出額は支援を受ける以前より10.1%増える成果を上げている。

特許庁長職務代理は、「韓国の中小企業が海外市場で優位に立つためには、強い知的財産権が基盤になるべきである」とし、「特許庁は中小企業が持つコア技術が強い知財権につながるよう、支援を拡大して国内市場はもちろん、海外でも成果を上げるよう全力でサポートしていく」と述べた。

2-10 韓国特許庁、知財データを活用したビジネス化を支援する「知的財産データ活用の創業競進大会」の参加者を募集

韓国特許庁（2024.3.15.）

受賞チームに計1,600万ウォンの賞金、1.7億ウォン相当の知財データを提供

韓国特許庁は3月15日金曜日から5月14日火曜日まで、知的財産（特許・商標・意匠など）データを活用した創意的なビジネスモデルの発掘および支援を行う「2024 知的財産データ活用の創業競進大会」（以下、「大会」）の参加者を募集すると発表した。

この大会は、知的財産データを活用した創業のアイデアを持つ一般国民を対象にし、KIPRIS プラスウェブサイト（<https://plus.kipris.or.kr>）にて参加申込を受付ける。

1次書類評価（5月）、2次発表評価（6月）を経て計5チームを選び、特許庁長賞（3チーム）、韓国特許情報院長賞（2チーム）と計1,600万ウォンの賞金を授与する。

受賞チームには1億7,000万ウォン相当の知的財産データを最大5年間無料で提供し、技術信用評価およびサービスの需要者との面談、専門家・需要者からなるサービス体験グループを運営する機会を支援する考えだ。

また、科学技術情報通信部、技術保証基金など協力機関が行っている創業支援事業と連携し、受賞チームの創業や事業が活性化するレベルまでサポートする。

最終選ばれた上位2チームは、行政安全部が主催する「汎政府オープンデータ活用の創業競進大会」の本選に進出するチャンスがもらえる。

<2024年知的財産データ活用の創業競進大会の日程>

募集・広報	審査・評価	IRコンサルティング	評価・授賞式	後続支援
ウェブサイトにて募集・広報	書類評価 (5チームを選抜)	アイデアの具体化 および IRコンサルティング	発表評価/ 賞状・賞金の授与	知的財産データの提供、技術信用評価、深層面談、協業プログラムの連携など
3月15日～5月14日	5月22日	5月28日～6月27日	6月28日	7月～

この大会は 2015 年にスタートされ、これまで受賞作のなかで「HUBBLE データベース※」など計 15 のサービスが開始され、特許・意匠・商標など 111 件が出願・登録された。

※知的財産権の保有状況、受賞実績など企業のさまざまなデータを収集、分析して企業の競争力が把握できるプラットフォーム/企業名：Antock（2021 年度に受賞）

また、2023 年に奨励賞を受賞した「Gen IP」は、大規模 AI 言語モデルを活用した特許出願書の自動生成ソリューションを開発し、信用保証基金やベンチャーキャピタルから約 4 億ウォンの投資を誘致したことがある。

特許庁の産業財産情報局長は「最近、オープンデータ活用の拡大や AI 技術の進化に伴い、AI やオープンデータを活用したサービス開発と創業が活性化している」とし、「優れたアイデアを持つ個人・企業にとって、今回の大会が事業活性化のきっかけになってほしい」と述べた。

大会の詳細については KIPRIS プラスウェブサイト (<https://plus.kipris.or.kr>) のお知らせや特許庁産業財産データ管理課（電話：042-481-5137）、韓国特許情報院 IP 情報拡散チーム（電話：02-6915-1495）に問い合わせできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 海外知財紛争への支援を強化する「2024 年特許・K-ブランドの紛争対応戦略支援事業」の参加企業を募集

韓国特許庁（2024. 3. 5.）

企業から大学・公共研究機関まで特許侵害への対応策の支援を拡大

韓国特許庁は 3 月 4 日月曜日から「2024 年特許・K-ブランドの紛争対応戦略支援事業」に参加する企業を募集すると述べた。

最近、世界で技術覇権争いが激しくなっている中、海外で特許紛争に巻き込まれた韓国企業の被害救済が重要になり、韓国ブランドの模倣品、商標の冒認出願などの被害が拡大している現状を受けて、特許庁は海外で特許・K（韓国）-ブランドの紛争対応戦略の支援をさらに強化する方針だ。

【特許紛争対応戦略の支援事業：国内企業から大学・公共研究機関にまで拡大】

①特許紛争対応戦略支援事業の支援対象を韓国国内の中小・中堅企業から大学・公共研究機関にまで拡大する。

大学・公共研究機関が海外で権利化した特許に対する海外企業からの侵害有無を分析し、侵害が疑われる場合には、警告状、訴訟、ライセンス締結など対応戦略を支援する。

また、紛争状況の変化に迅速に対応するために簡単な手続きなどは簡素化し、紛争状況に大きく変化が生じた場合は新しい対応戦略の策定を支援する。

【K-ブランドの紛争対応戦略支援事業：審判・訴訟への対応について追加支援】

②K-ブランドの紛争対応戦略支援事業では K-ブランドを保護する中で生じるさまざまな紛争のタイプをまとめて総合的な支援を行う方針だ。

昨年は商標の冒認出願や偽造・形態模倣に対する権利を行使中には審判や訴訟に対応する支援を受けることができなかったが、今年からは支援が追加される。

二つの支援事業のいずれも中小・中堅企業など各企業に合わせた支援のみならず、NPE や標準特許の侵害訴訟、大量の模倣品流出、商標ブロッカーによる商標の冒認出願など、多くの企業が知財権紛争に巻き込まれた場合には、大・中・小企業と業種別の協会・団体などが連携した共同対応の支援を行う。

今年からは事業参加の申し込み書類も 10 種類から 4 種類に大幅に簡素化し、企業の負担を減らし、さらに迅速な対応に取り掛かる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「特許・商標など海外で知財権を守ることは韓国企業の輸出競争力を左右する重要な課題である」とし、「海外で知財権紛争による被害を最小限に抑えることができるよう引き続き支援を強化していく」と述べた。

特許・K-ブランドの紛争対応戦略支援事業の詳細については、知識財産保護総合ポータル※ (ip-navi.or.kr) や知財権紛争対応センター※※ウェブサイト (koipa.re.kr/ipdrc) に掲載されており、韓国知識財産保護院 (特許担当の電話：02-2183-5881、K-ブランド (商標) 担当の電話：02-2183-5891) に問い合わせできる。

※知財権保護総合ポータル (ip-navi.or.kr) >お知らせ>事業公告

※※知財権紛争対応センター (koipa.re.kr/ipdrc) >お知らせ>事業公告

3-2 商標警察、ソウル MLB 開幕戦の期間に競技場周辺で模倣品取締りや啓発活動に取り組む

韓国特許庁 (2024. 3. 14.)

オンライン上では MLB 模倣品のモニタリングを実施中

韓国特許庁の商標特別司法警察（以下、「商標警察」）は 3 月 17 日（日曜日）から 21 日（木曜日）まで、ソウル MLB 開幕戦が開かれる高尺スカイドーム（ソウル市九老区所在）で MLB（メジャーリーグベースボール）に関わる模倣品の取り締まりや啓発活動を行うと発表した。

【キム・ハソン、大谷翔平選手が参加する「MLB 開幕戦」の現場周辺で模倣品取り締まり・啓発活動を行う】

今回の試合は、キム・ハソン（サンディエゴ・パドレス）、大谷翔平（LA ドジャース）など有名な選手が参加し、韓国で初めて開かれる開幕戦（サンディエゴ・パドレス対 LA ドジャース、3 月 20 日～21 日）であるため、韓国国内から大きな注目を集めている。特許庁は MLB 側から要請を受け（2024 年 1 月）、試合現場の周辺で MLB 関連の模倣品が多く流通されることを想定して取り締まりを企画してきた。

商標警察は多くの観客が移動すると見込まれる競技場の最寄り駅とその周辺をパトロールし、取り締まりを強化する方針だ。

特許庁は、国内外の観客に知的財産の重要性を伝え、競技場の周辺で販売される模倣品により、韓国のイメージにマイナス影響を与えることが起こらないよう、世界で生中継される今回の大型イベントを通じて知的財産保護に向けた韓国の取組を海外に PR する考えだ。

【商標警察、試合開始前から取り締まりを始め、MLB 関連の模倣品を押収・オンライン流通の商品を遮断】

商標警察は今年 2 月、ソウル市東大門・崇礼門周辺の衣類卸売店（7 店舗）を集中取り締まり、MLB の模倣品を販売した A 氏など卸売業者 7 人を商標法違反の疑いで書類送致した。

また、今月からオンライン上で販売される MLB の模倣品を事前に遮断するためにモニタリングを強化した結果、数多くの模倣品が流通されていることが確認され、プラットフォーム業者と協力して模倣品販売者の投稿やアカウントを削除（366 件）するなどの措置を

取っている。

商標警察はモニタリングにより収集された情報を基に、模倣品の大規模・常習販売者を対象に企画捜査を進め、引き続きプラットフォーム上で流通されている国内外のスポーツブランド関連の模倣品のモニタリングを実施する計画だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「ソウル MLB 開幕戦への関心が非常に高く、試合を楽しむ野球ファンが模倣品を購入する被害を受けることが起こらないよう、現場周辺での取り締まり・啓発活動を実施し、知的財産を尊重する文化をつくる PR ブースも設置する考えだ」とし、「今回のように世界で大きく注目を集めるイベントが国内で開かれると、多くのメディアを通じて韓国の環境・生活・文化などが世界各地に紹介されるが、一部の模倣品流通業者の不法行為のため、韓国の国家ブランド価値が毀損されることがないように、模倣品の取り締まりを積極的に続けていく」と述べた。

3-3 特許庁の公益弁理士による審判・訴訟支援件数が過去最多、社会的弱者の知財権保護に大きく貢献

韓国特許庁 (2024. 3. 14.)

今年から知財権紛争支援強化へ、PCT 国際出願の支援を開始する

(小企業の特許権者への支援事例) 清掃用品生産会社 A 社は、2022 年に国内のライバル会社が提起した特許無効審判のため国内外市場で撤退する危機に陥ったが、公益弁理士から無効審判への対応支援を受けて 7 か月で勝訴し、13 か国で輸出業績を達成している。

(小企業の商標権者への支援事例) 国内の PC ソフトウェア開発業者 B 社は、2021 年に海外企業から商標登録取消審判を提起されたが、公益弁理士から審判への対応支援を受けて 21 か月後勝訴し、商標権を守ることができた。

韓国特許庁は、2023 年に公益弁理士による知財権に関わる「審判・訴訟支援件数」が 151 件と過去最多※となり、「相談支援件数」は 10,934 件とここ 2 年連続増加※※するなど、公益弁理士の活躍が社会的弱者の知財権保護に大きく貢献していると発表した。

※審判・訴訟の直接代理および民事訴訟費用の支援：(2021 年) 138 件→(2022 年) 149 件→(2023 年) 151 件

※※知財権に関わる相談件数：(2021 年) 10,046 件→(2022 年) 10,659 件→(2023 年) 10,934 件

公益弁理士は、特許庁が韓国知識財産保護院に設置した公益弁理士特許相談センターに勤めながら、個人発明家・生活保護受給者・青少年・小企業など社会的弱者を対象に知財権に関わる審判・訴訟の直接代理および出願書類の作成などサービスを無料で提供している。

【全体の知財権紛争の91%、相談の55%が小企業への支援…小企業の知財権保護に大きく貢献】

昨年に公益弁理士サービスを利用した対象者を分析したところ、小企業の割合が、全体の審判・訴訟支援件数の91%（138件）、相談件数の55%（6025件）に達し、知財権紛争への対応にコスト負担を大きく感じる小企業の知財権保護に大きく貢献していることがわかった。

【知財権紛争で勝訴・合意などの結果が76.9%に達し…有効な効果が期待され】

昨年の公益弁理士による知財権紛争への対応支援の結果を分析したところ、特許・商標など知財権紛争に関わる審判・審決取消訴訟の直接代理件数の76.9%※（2023年終結事件が対象）が勝訴や合意の結果になり、社会的弱者にとって有効な効果が期待されている。
※計39件のうち30件

【特許庁、民事訴訟の際に専担弁理士を指定、産業財産権紛争調停との連携など支援強化へ】

特許庁は今年、社会的弱者の知財権保護に向けて公益弁理士特許相談センターのサービスをさらに強化する方針だ。第一に、産業財産権に関わる民事訴訟の費用を支援する際に、専担弁理士を指定して権利を分析した意見を提供、産業財産権紛争調停および特許庁特別司法警察による捜査との連携を支援するなど、支援を強化する。

また、出願の支援範囲を国内の特許・商標・意匠からPCT国際出願まで拡大し、社会的弱者の国際権利確保を支援する。

特許庁の産業財産保護協力局長は「社会的弱者の知財権保護に向け公益弁理士特許相談センターの支援サービスをさらに強化していく」とし、「知財権紛争により困難を抱えている小企業などの方々に当サービスを積極的に活用してほしい」と述べた。

公益弁理士特許相談センターの支援対象、支援内容および手続きなどに関する詳細は、公益弁理士特許相談センターウェブサイト (<https://www.pcc.or.kr>) で確認でき、公益弁理士特許相談センター（電話：02-6006-4300）に問い合わせできる。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 世界のシミュレーションスポーツの特許出願の 58.4%が韓国…世界トップ

韓国特許庁（2024.3.5.）

ここ 20 年間韓国が技術開発をリード、出願件数順位で 10 位内に韓国勢が半数以上

#世界のシミュレーションスポーツ市場規模は 2022 年約 4.7 兆ウォン（32.2 億ドル）から年平均 13.1%ずつ増え、2029 年には約 11.1 兆ウォン（83.4 億ドル）※に達し、市場をリードするための技術開発の競争が激しくなると見込まれる。2025 年初めには世界初の国際規模のスクリーンゴルフ大会（TGL※※）がスタートし、さらに関心が高まるとみられる。

※Sports Simulators Market: Global Industry Analysis and Forecast (2023-2029), ' 23.07.

※※TGL(Tomorrow Golf League) : ドライバーショットやセカンドショットはスクリーンゴルフで、パッティングは実際のグリーンで打つ、ハイブリッド型スクリーンゴルフのリーグで、プロゴルファーのタイガー・ウッズが立ち上げた

世界でシミュレーションスポーツ関連出願がここ 20 年間（2002 年～2021 年）、年平均 7.8%ずつ増加している中、韓国が全体出願件数の 58.4%を占め、最も多く出願していることがわかった。

【年度別の動向：世界のシミュレーションスポーツ関連特許出願、20 年間年平均 7.8%増加】

韓国特許庁が五庁（IP5:日米欧中韓の知的財産庁）に出されたシミュレーションスポーツ分野の特許出願を分析したところ、2002 年の 49 件から 2021 年には 203 件と、スクリーンゴルフ・野球などの市場が成長した影響で出願件数が年平均 7.8%増加していることがわかった。

2002年には49件にとどまっていた出願件数がスクリーンゴルフ市場の成長を受けて2010年に220件、2011年に191件、2012年に215件と、3年間年平均200件を超え、ゴルフゾーンやSGゴルフなど韓国のスクリーンゴルフ企業の成長が本格化した2016年以降の出願件数が著しく多い。

【国別の動向：韓国、全体出願の58.4%を占め、技術開発をリード】

出願人を国別で見ると、韓国（58.4%、1,715件）が最も多く、米国（17.0%、500件）、日本（8.9%、262件）、中国（6.4%、188件）、デンマーク（4.1%、119件）の順となっている。

【技術別の動向：ボールディスペンサー・スウィングマットなど周辺装置が半数以上を占め】

特許出願を技術別で見ると（2002年～2021年）、ボールディスペンサー・スウィングマットなど周辺装置（52.3%、1,536件）が全体出願の半数以上を占め、ゴルフ・野球の具現化などコンテンツ（30.0%、882件）、ボール追跡・動作センサーなどセンシング（11.0%、324件）、動作映像処理・ミニマップの提供など視覚化（6.7%、196件）の順となっている。

とりわけ、ここ5年間（2017年～2021年）では前年同期（2012年～2016年）比、センシング（94件→177件）や視覚化（60件→89件）関連技術の出願の増加が目立つが、これはシミュレーションスポーツの臨場感を高めるための技術開発が進められたためだと思われる。

【出願人別の動向：1位ゴルフゾーン、2位SGゴルフなど10位内に韓国企業6社が入る】

出願件数の順位で見ると（2002年～2021年）、韓国企業のゴルフゾーン（15.8%、463件）とSGゴルフ（4.5%、132件）が1、2位を占め、次はデンマークのトラックマン（4.1%、119件）である。

ほかにも、5位エックスゴルフ（2.2%、66件）、6位リアル野球ゾーン（1.7%、50件）、8位韓国電子通信研究院（1.2%、36件）、10位リアルデザインテク（1.0%、30件）など10位内に6つの韓国企業や研究機関が入り、韓国勢が技術開発をリードしている。

特許庁生活用品審査課の審査官は「シミュレーションスポーツが仮想現実の技術進化に伴い、リアルスポーツの補完材・代替材としての役割を超えて新しい文化の一つとして定着していくと期待される」とし、「韓国企業が知財競争力を確保し、市場をリードしているよう、特許庁は高品質の特許審査サービスを提供し、特許分析情報を普及していく」と述べた。

5-2 【説明資料】特許庁は「クオンタムエネルギー研究所」による特許出願件について現在、審査中であることをお伝えします

韓国特許庁（2024.3.6.）

【報道内容】

2024年3月5日火曜日、韓国日報は「LK-99の研究チームの発明が特許拒絶査定に…超伝導体の新しい発明も映像だけで紹介」の記事で、韓国特許庁が2月20日にクオンタムエネルギー研究所が2021年に提出した「超伝導体を含む低抵抗セラミック化合物」の特許出願について拒絶査定をしたと報道。

【特許庁の立場】

クオンタムエネルギー研究所が2021年に提出した「超伝導体を含む低抵抗セラミック化合物」の特許出願について拒絶査定を通知したわけではなく、現在、審査中であることをお伝えします。

特許庁は出願内容の中で一部について拒絶理由がある旨を出願人に通知（2023年8月）しており、その拒絶理由が解消されていないため、追加検討中であります。

今後も共同出願違反の有無、明細書の記載要件などについて綿密に検討した上で審査を進める考えです。

5-3 韓国特許庁、韓国バイオ企業を対象に行った「遺伝資源出所開示」に関するアンケート調査結果を公開

韓国特許庁（2024.3.12.）

韓国バイオ企業10社のうち9社が遺伝資源出所開示制度の導入に負担を感じる

韓国特許庁はスイスジュネーブで開かれる（2024年5月）遺伝資源※出所開示に関する議論※※を控えて韓国バイオ企業を対象に「遺伝資源出所開示に関するアンケート調査」を行い（2024年1月～2月）、3月12日に調査結果を公開した。

※遺伝資源：植物、微生物、動物など遺伝の機能的な単位を有する生物のうち、現在あるいは潜在的に利用価値を持つもの

※※世界知的所有権機関（WIPO）が開催する「遺伝資源に関する知的財産、遺伝資源及び伝統知識」に関する国際的な法的文書の締結に向けた外交会議

＜遺伝資源出所開示制度＞

- （遺伝資源出所開示）遺伝資源を利用した発明を特許出願した場合、当該遺伝資源の遺伝資源の原産地情報を開示すること
- （制裁事項）出願人が遺伝資源出所開示に従わなかった場合、当該の特許を取消または無効にする制裁案を議論中
- （遺伝資源出所開示の効果）開発途上国の遺伝資源を利用して高付加価値製品を生産する企業は、その製品で得た収益を遺伝資源の提供者と共有する

※例：中国の遺伝資源の八角という植物を利用して新型インフルエンザの治療薬のタミフルを開発したスイスのロシュ社はタミフルの販売による収益の一部を八角の提供者と共有しなければならない

【韓国バイオ企業 10 社のうち 9 社が遺伝資源出所開示に負担を感じると答え…原産地の情報把握が難しい】

アンケートに答えた韓国バイオ企業 10 社のうち 9 社は遺伝資源出所開示制度に負担を感じていることがわかった。

これは、国内企業が仲介業者を介して間接的に遺伝資源を調達した中で仲介業者が出所に関する情報を提供しなかったか、複数の国から調達して原産地情報を把握することが難しいためである。多くの企業は、遺伝資源出所開示制度の制裁水準により、ロイヤルティのほかにも研究開発や特許出願の減少、特許権の設定登録の遅延などマイナス影響を与えかねないと懸念を示している。

【遺伝資源出所開示が義務化された際には、韓国企業のロイヤルティ支払いの負担増…年間約 900 億ウォン推計】

調査結果によると、遺伝資源出所開示が義務化された際には、韓国企業が遺伝資源の利用により外国に支払うロイヤルティ金額は年間約 900 億ウォンに達すると推計される。5 月スイスで決まる「出所開示の不遵守による特許無効、特許取消のような制裁水準」により、ロイヤルティ金額は数百億ウォンも増えると見込まれる。

【特許庁、業界の意見をヒアリングする懇談会の開催など韓国企業の対応策を考える】

これまで特許庁は、遺伝子出所開示に関する動向を共有し、関連業界・機関から意見をヒアリングするため懇談会を開く（2023年8月、12月）など、韓国企業の対応策を模索するために努力してきた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「遺伝資源出所開示が義務化された際に韓国産業に与える影響や今回のアンケート結果などを見極め、遺伝資源に関する条約に韓国企業の利益が十分に反映されるよう努力する」と述べた。

アンケート調査結果の詳細については韓国知識財産研究院ウェブサイト (<https://www.kiip.re.kr/index.do>) で確認できる。今回のアンケートは、韓国バイオ企業約1,700社を対象に行われ、回答率20.1%、信頼度95%にサンプリング誤差±5.2%である。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム